

平成 23 年 7 月 12 日

消費者庁 御中
独立行政法人国民生活センター 御中

内閣府 消費者委員会委員
中村 雅人

国民生活センターの「貴金属等の買い取りサービス」に関する情報提供に関するご質問

標記について、第 60 回消費者委員会（平成 23 年 7 月 1 日）において、消費者庁より「国民生活センター情報提供『貴金属等の買い取りサービス』に関する消費者庁との調整経緯（概要）」（追加資料）を提出いただきました。

当該資料は、消費者庁と国民生活センターの事前協議により情報発信が遅れているのではないかと懸念に対する説明資料と捉えています。

当方の問題意識としては、この点に加えて、同委員会に私が書面提出した意見「国民生活センターの在り方見直しについて（2011 年 7 月 1 日 消費者委員会委員 中村雅人）や、平成 23 年 6 月 10 日付の消費者委員会の意見及び検討報告にも示したように、公表内容が調整によって不十分なものにならないか、また、国民生活センターからの問題提起を受けて企画立案が十分になされるか、という観点もあります。

この点について検討するにあたり、以下の点についてご教示下さいますよう、お願い致します。

1. 「突然自宅を訪れる貴金属等の買い取りサービスに関するトラブル」（平成 22 年 12 月 21 日 独立行政法人国民生活センター）について、当初、国民生活センターが作成した情報提供の内容
2. 上記 1. について、公表に向けた調整の過程で、消費者庁から出された意見の内容
3. 本件について、第 60 回消費者委員会において、国民生活センター 野々山理事長から、「古物営業法との関係では、・・・最終的には警察庁と協議をして、結局、触れることについては否定的であったので、それはもうほとんど落としたという経緯があります。」とのご発言がありましたが、この経緯の具体的な内容
4. 上記 1. において国民生活センターが指摘したとされる関係法令（特定商取引法・古物営業法等）との関係についての問題提起について、消費者庁におけるその後のフォロー（法改正の検討・他省庁との協議等）の有無（フォローを実施されているのであればその内容を含む）
5. 貴金属の訪問買い取りサービスに関する消費者相談の月別推移（2009 年 4 月から本年 6 月まで）